平成２４年（フ）第１４７９号
京都市中京区西洞院通御池下る三坊西洞院町565番地ラフィーネ御池601号、開始決定時の住所京都市左京区松ケ崎小竹薮町27番地の６
破産者　瑞紘こと伊藤圭祐こと　伊藤　啓介
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
京都市右京区山ノ内北ノ口町19番地32
破産者　亀田　彰一
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
長崎県長崎市琴海形上町1306番地１
破産者　川田　　進
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８７号
鹿児島県霧島市隼人町真孝860番地10　クレインポート３Ｄ
破産者　徳永　宏樹
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
群馬県富岡市一ノ宮381番地３
破産者　伊早坂千枝子
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１６号
北海道帯広市西16条南２丁目17番３号　柏林ハイツ103号
破産者　部田　和子
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
青森市松森１丁目７番34号
破産者　中野　正教
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
青森県十和田市東十一番町21番12号　大久保アパート２号、破産手続開始決定時の住所青森県上北郡おいらせ町若葉１丁目140番地368
破産者　北向　敏成
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１５８２号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート40棟401号
破産者　森　ゆかり
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０号
静岡県富士市川成島291番地の１　大村アパート203号、前住所静岡県富士市伝法871番地の６
破産者　名取　　純
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５７９号
静岡県袋井市天神町１丁目15番地の１　北中棟、破産手続開始決定時の住所静岡県袋井市小山1461番地
破産者　大場　昭子
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１号
静岡県浜松市中区泉１丁目30番８号　カリーノ102号室、前住所静岡県浜松市中区富塚町2254番地の６
破産者　高林　明弘
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
静岡県浜松市中区富塚町159番地の１　向平コーポ201、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区西山町2293番地　ファミール・ヒルズ西浜松206号
破産者　ＬＥＴ’Ｓ中野富塚店こと　村松　耕二
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２９号
香川県高松市国分寺町新名1539番地71
破産者　中島　千恵（旧姓大林）
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１９７９号
名古屋市港区小碓４丁目90番地　第２コーポ明利215号、従前の住所名古屋市港区明正１丁目97番地の２
破産者　田村　誠子
１　破産債権の届出期間　平成26年３月７日まで
２　一般調査期日　平成26年３月26日午後３時10分
平成26年２月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７号
青森県八戸市河原木字小田上27番地51
破産者　東方産業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
２　一般調査期日　平成26年５月15日午後４時
平成26年２月12日
青森地方裁判所八戸支部破産係